

議案第百五号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六
条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長

坂出雅己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町
条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

町民プール	三朝町大字本泉五百十番地
町民プール	三朝町大字本泉五百十番地 三朝町大字穴鴨百九十八番地の五

を

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。